

三田市特別職報酬等審議会委員委嘱状交付式及び第1回審議会会議録

令和5年11月28日(火) 19:00～ 市役所本庁舎3階302会議室B

[出席委員]

久保会長、松原委員、吉田委員、小林委員、村上委員、濱中委員、永井委員

[欠席委員]

足立委員

開会（進行 小野人事課長）

1 市長あいさつ （田村克也市長）

2 委嘱状交付

3 委員紹介 ※委員名簿参照

4 会長の選出及び職務代理者の指名

会長 久保委員を選出 ⇒ 会長あいさつ

職務代理者 事故又は欠ける時に会長が指名⇒足立委員を指名

5 諮問について

市長より久保会長に諮問書を手交

「三田市議会議員の報酬及び政務活動費並びに市長、副市長、教育長の給料の適正な額等について、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年3月26日条例第2号）第2条の規定により諮問します。」

市長退席

6 審議会の会議録作成及び公開、傍聴許可について

【事務局】続きまして『6 審議会の会議録作成及び公開、傍聴許可について』ですが、情報公開条例に基づき、個人情報等公開することが適当でない部分以外については、原則公開となります。つきまして、前回同様、会議は公開とすることによろしいでしょうか。また、会議録の作成及び公開についてですが、前回同様、会議録の内容は『審議会名称、開催日時、出席者委員名、傍聴人の人数、議題、会議の内容、意見』とし、発言者の内容については、要点を記述したいと思います。

なお、発言委員の氏名は記載せず、会長・委員と記載し記録した会議録を公開しようと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】異議なし

【事務局】では、会議は公開、議事録の記録については、発言委員の氏名は記載せず、会長・委員と記載し記録した会議録を公開します。

それでは、傍聴人に入室していただきます。(傍聴者入場1名)

7 審議会スケジュール及び内容

【事務局】次第に記載のとおりスケジュールを進めていけたらと思います。

現在、2回目以降の日程調整をさせていただいているところで、決まり次第早急にご連絡させていただきます。

第1回 令和5年11月28日(火) 19:00～ 本庁舎3階302会議室B

《審議内容》諮問・資料説明・特別職給料の額・市議会議員議員報酬の額・
政務活動費の額

第2回 令和5年12月中旬

《審議内容》追加資料説明・特別職給料の額・市議会議員議員報酬の額・
政務活動費の額

第3回 令和6年1月上旬

《審議内容》答申内容審議

8 審議

議題1 審議会資料説明

議題2 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額、政務活動費の額について

議題3 その他

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料P1～P4を説明

- 1 特別職報酬等審議会の概要について
- 2 前回(平成26年)審議会答申内容について
- 3 三田市特別職報酬及び改定経過について

《質疑等》

【会長】事務局より『特別職報酬等審議会の概要』『前回(平成26年)審議会答申内容』『三田市特別職報酬及び改定経過』について説明いただきましたが、何かご質問等はいかがでしょうか。

【委員】期末手当について、給料月額×120%×支給月数となっているが、期末手当の基礎額は給料月額×120%となるのですか。また、これは一般的な計算方法なのか。

【事務局】一般職も基礎額については、給料月額に役職に応じて一定の割合を乗じた額となっており、特別職においても、同じ計算方法となっております。また、他の自治体も割合は異なりますが、同じ計算方法となっております。

【委員】今回、特別職報酬審議会を開催するにあたって、前回から約10年開催されなかった中で、今回開催することになった経緯や、開催する目的・趣旨をしっかりと説明いただいた方が、これからの審議がしやすいと思います。

【事務局】平成26年の審議会までは、2年に1回の開催となっており、社会情勢の変化等について、その都度細かく調査・審議し適正な報酬額等を決定してきました。しかし、平成26年審議会では、2年では大きく社会情勢に変化がないということから、4年に1回の開催という答申をいただきました。以後4年に1回開催する予定をしていましたが、前市長の時には財政状況が厳しいこともあり、市長20%、副市長15%、教育長10%の独自で給料削減を行っていたため審議会を開催していませんでした。

しかし、令和5年7月に給料削減も終了したこと、今年度の人事院勧告に伴い一般職の給料は増額改定されること、また民間の賃金水準も上がってきていることなど社会情勢も大きく変化していることを踏まえ、今回、審議会を開催し特別職の給料等の額について、皆様に審議いただき、報酬を決定していくタイミングであるため審議会を開催しております。

【会長】他の自治体の開催状況は、自治体ごとで異なりますが、4年に1回開催する方針を立てている自治体が多いです。ただ、開催についてはそれぞれの自治体の事情により長くなったり短くなったりしております。

【委員】今の市長は独自の給料削減を行っていないのでしょうか。

【事務局】はい。行っておりません。

【委員】前市長は7月まで独自の給料削減を行っていたということでしょうか。

【事務局】はい。7月まで給料削減を行っていました。

【委員】この審議会の委員8名のうち半数が女性委員ということで、委員を選定される際には、男女平等や女性活躍推進を意識されたのでしょうか。

【事務局】本審議会も含め、附属機関の委員構成における男女比率については一定のルールがあり、そのルールに基づいて、本審議会委員の選定を行っております。また、市政も含めて、女性が積極的に参加していただけるよう市全体で取り組んでおり、審議会に限らず色々な場面で女性に活躍していただきたいと思っております。

【会長】本審議会に諮問されている内容は、条例に記載されている報酬額をどの額にするのかであります。決めたあとで前市長が給与削減を実施されたように、市の判断で実際に受け取る金額が変わることはあります。そのため、条例に記載する額を、前回の審議会の審議内容のように、社会情勢や他団体の状況などさまざまなことを考慮しながらしっかり根拠を立てて審議していく必要があります。

【委員】市長、副市長、教育長の給料額の割合が、市長100・副市長80・教育長70というのは、固定されたものですか。また他の自治体も割合を決めているのでしょうか。

【事務局】自治体に差はあります。三田市は慣例的にこの割合でやってきていますが、あくまでも慣例でありますので、今回の審議会においてこの点についても審議いただき、見直す必要があれば見直していきたいと考えています。

【会長】補足しますと、前回の審議会においては、これまでこの割合が適正であると判断されてきたから、この割合を根拠として整理しており、一定合理性はあると考えます。そのため、今回、この割合を変更するのであれば、なぜ変更するのかをしっかりと根拠立てて論理的に整理していく必要があります。今後、審議会の中でこの点についてもしっかりと審議していかなければならないと考えています。

【委員】他の自治体も同じ割合ですか。

【事務局】自治体によって割合は異なっています。

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料 P4～P7 を説明

3 三田市特別職報酬及び改定経過について

4 特別職・議員報酬の現状（他団体比較）

①類似団体別報酬額等

②兵庫県下29市団体別報酬額等

③阪神7市団体別報酬額等

《質疑等》

【会長】事務局より『三田市特別職報酬及び改定経過について』、『特別職・議員報酬の現状（他団体比較）』について説明いただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

【委員】民間企業では、職員の給料を決めるにあたっては、売上率などをもとに決まりますが、三田市で給料等を決定するにあたり、1つとして他団体との比較はわかりませんが、それ以外に三田市の情勢など何か検討されるものはないのでしょうか。

【事務局】財政状況もありますが、民間企業と仕組みが少し異なっており、民間企業では売上等によってボーナスの額が変わったりしますが、市役所は利益を追求する団体ではないため、職員の給料額については、民間企業の給料額とバランスをとって決まっております。市で勝手に決めることができません。国で民間給与実態調査を行い、その結果に基づき民間企業と国家公務員の給与との均衡を図るために給与水準などの改定を人事院が勧告するいわゆる人事院勧告に準じて、三田市職員の給料も決定されます。

しかし、特別職については、必ずしも人事院勧告に準拠するものではなく、市民が納得できる額であるかが一つの指標にはなると考えます。

財政状況が良いから給料額を上げる、また財政がひっ迫しているから大幅に下げるという考え方もあるかもしれませんが、大幅に下げてしまうとその収入で生活できる人しか市長等にならなくなってしまう恐れもあり、そういった点で民間企業とは必ずしも一致しないところがあります。

【委員】期末手当は『給料月額×120%×支給月数』とありますが、この120%は何で決まっているのでしょうか。変更することはできないのでしょうか。

【事務局】条例で決まっております。変更するためには条例改正が必要である。

【会長】期末手当については、本審議会に諮問されている内容には含まれていない。月

額を決めるにあたって、期末手当の額を1つの判断要素として考慮することはできませんが、120%自体が高いか低いか判断することは本審議会では審議できないものとなっています。

【事務局】一般職では役職・職責に応じた加算率があり、部長級が20%となっています。この率については、先ほど説明したとおり条例で決まっており、特別職・議員については、加算率が一番高い部長級を適用したのようになっております。

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料 P9～P11 を説明

6 三田市の財政状況

7 経済指標等の推移

《質疑等》

【会長】事務局より『三田市の財政状況』、『経済指標等の推移』について説明いただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

【委員】令和4年度の決算状況については、健全であることは理解できましたが、令和3年、令和2年はどのような状況ですか。今年、一般職の給与は上がるみたいですが、一般職の給与改定は5年に1回ですか。毎年ですか。

【事務局】一般職の給与については、人事院勧告に基づき毎年見直しを行っています。

【委員】下がることもありますか。

【事務局】下がることもあります。

【委員】次の本審議会が開催されるのが4年に1回としたら令和9年に開催することになり、その時も財政状況などを確認しながら審議していくと思いますが、今回の資料で財政状況の基準となっているのが令和4年の決算状況のみである。前回の審議会が開催された平成26年以降は、財政状況が厳しいことから給料削減を実施し、また新型コロナウイルス感染拡大などあった中で、令和4年度の決算状況だけを見て財政が健全であると判断してもいいものでしょうか。令和3年度以前も財政状況・収支状況はどうなっていますか。

【事務局】基本的に赤字決算にはしないので、令和3年以前においても黒字決算となっております。黒字決算する中でも、財政調整基金を取り崩して黒字決算にしているのか、財政調整基金を取り崩さずに黒字決算としているのかで大きな違いがあります。なお実質収支額は平成28年以降、概ね4～5億円となっております。

【会長】赤字決算となりそうな時には、基金を取り崩して黒字決算にするということであり、実質収支だけでなく基金残高の推移もみて財政状況を判断する必要があります。

【事務局】基金残高の推移、決算収支の推移等については、追加資料として後日配布いたします。

【会長】先ほど次の本審議会は4年後に開催という話もありましたが、本審議会の開催をいつ開催すべきかについては、前回の審議会答申では4年に1回の開催を申し送りさ

れております。今の話も踏まえて次の審議会の開催を4年後にするならば、『4年に1回の開催を検討することを申し添える』と答申の内容に書くことはできます。

【事務局】4年に1回の開催は、あくまでも前回の答申内容でありますので、今回の審議会の中で、4年に1回の開催でいいのかも含めご審議いただけたらと思います。

【会長】次回の開催についてもこれから審議していきましょう。

【事務局】先ほど中期財政収支見通しで今後収支が厳しくなる見通しである旨の説明をさせていただきましたが、その主な要因としましては、今後人口減少が見込まれることによる市税収入の減、また市民病院、学校施設、クリーンセンター等の公共施設の老朽化による建て替えを予定しており、その点を踏まえた収支見通しとなっております。

【事務局】中期財政収支見通しについては、現時点で今の計画に基づき10年先を見通したものであり、毎年の決算内容を反映させながら対策を講じ微修正しながら財政運営を行っていきますので、必ずしもこの見通しの通りになるものではないことを補足いたします。

【委員】財政見通しが悪いなかで、このまま何もしなければ悪くなっていくので、改善のために何か対策をすると思いますが、行政で人口減少、コスト削減以外に何かできる対策はあるのでしょうか。

【事務局】行政では、財政状況を立て直す時には、市民サービスの取捨選択もありますが、できる限りしないようにするために、人口減少を食い止め税収を上げていくこと、またふるさと納税などの税以外の収入を増やしていくことなどが考えられます。行政においては、民間企業のように商品を開発して急に売上が上がるということができません。しかし、三田市だけが市民サービスを極端に落とすこともできないので、世の中の状況を見ながら行政運営をしていかなければならないと考えています。そのため、今は予定していないその時々時代のトレンドにあった事業を実施することもあると思いますので、この中期財政収支見通しは、不透明な部分もありますが、現在の計画に基づく見通しでございます。

【事務局】今、よく言われていますが、高齢化に基づき福祉分野にかかる経費が増加していき、また継続的に増加していきます。

【委員】市長等は外に出る機会も多いと思いますが、慶弔費や参加費などについては、市の交際費で賄えているのか、それとも公費では賄いきれず市長等が個人負担している状況なのか確認しておきたい。

【事務局】予算額については、予算書に掲載されている内容ですので、次回交際費の予算額及び執行状況について確認し報告いたします。なお予算額についてはそれほど大きい額ではなかったかと思えます。

【事務局】公務員は公金と私金が混同しないように厳格に取り扱っております。そのため市長が公務で必要なものについては、きっちり交際費の予算から支出するようにしております。

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料 P8 を説明

5 政務活動費の執行状況

《質疑等》

【会長】事務局より『政務活動費の執行状況』について説明いただきましたが、何かご質問等がございますでしょうか。

【事務局】政務活動費は、議員が研修や勉強するのにかかる経費に使われる交付金になります。使用用途は資料に記載しておりますとおり限定されており、領収書も添付して厳密に管理しております。議員は議員報酬とこの政務活動費で議員活動を行っています。そのため、この交付金は議員が市民の代表として市政のためにしっかり勉強していただく必要な費用となりますので、この交付金の額が三田市にとって適正であるかを審議いただきたいと思います。

【委員】政務活動費は月6万円となっておりますが、月ごとに6万円の範囲内の使用になるのでしょうか。

【事務局】交付金額の基礎として月6万円/人と条例で規定していますが、この考え方としては、年間交付額の上限額として月6万円×12カ月＝72万円として、1年間で72万円の範囲内で使用することとなっております。

【委員】議員の会派控室は必要ですか。その部屋は有効に活用されていますか。この部屋を設けること、またこの部屋を使用するにも経費はかかるので、議員報酬や政務活動費だけでなく、こういった面でも議員活動に対して経費がかかっているため、有効に活用して欲しいと考えます。

【事務局】各会派に1部屋を設けております。当然、その部屋の光熱水費などの経費がかかっております。この部屋を活用して勉強、情報共有、意見交換、本会議中の調整など活発に行われておりますので、有効的に活用されていると思います。

【会長】議員によって使い方は変わりますので、時々で誰が議員になるかを考慮してもしきれませんので本審議会では、誰が議員になっても一定の活動ができる状況をどう作っていくのかといった視点で審議していく必要があります。

【委員】資料で『兵庫県下29市政務活動費及び活動状況一覧』『阪神7市政務活動費及び活動状況一覧』がありますが、この資料では単に自治体別に現状の政務活動費が高い、低いしかわからない。例えば議員一人あたりの人口などの指標を結び付けて整理していけばもっと審議しやすいのではないかと思います。

【事務局】次回までに整理した資料配布します。

【委員】『資料6-①政務活動費の執行状況』を見ると、女性議員の執行率が低い、傾向として女性は執行率が低く、男性は執行率が高いといったことはあるのでしょうか。

【事務局】女性だから低いといった印象はないですが、申請して政務活動費を活用して活動した費用が結果として少なかったのではないかと思います。そのため男女で差があるということはないと思います。

【委員】町の議会では議員の女性比率が高くなっている状況にある。聞くところによると議員の報酬が低く、女性が多いことに影響しているかわからないが、そういう女性議員の多い議会の政務活動費の状況等がわかるデータがもしあればいただきたい。なかなか難しいかもしれないので、あればいいですが。

【委員】『資料6－①政務活動費の執行状況』を見てみると、議員によっては持ち出しもある状況ですが、政務活動費は月6万円と使える金額が決まっているなかで、使えば使うほど活動をしているということにはならないと思います。4万5千円に減額しても、その限られた中でうまく活動している議員もいれば、執行率が低い議員はあくまで申請した額がこの額だっただけで決して活動していないわけではないので、この政務活動費の金額を決めるのは難しいなと思いました。金額を決めればそれだけ使いますし、使っても使わなくても議員活動はしますので、4万5千円で活動できているのであれば4万5千円でいいのではと考えてしまいますので、この額の適正を考えるのは難しいと感じました。

【委員】余ったら返還するというのであれば、年間の上限を決めるということでしょうか。

【事務局】年間の上限を決めるということになります。

【会長】この審議会では、条例に規定する額を審議し答申しますが、その額すべてを議会が使うのではなく、2通りの金額変更があると思います。1つは議会の中でこれまでのように減額してその範囲内で執行する場合と、もう1つは各党派、議員の中で執行率に幅があるということですので、この審議会でも金額を決めてもそのとおりに議員活動が行われるものではなく、あくまでも上限として適正な額を審議していくことになります。

《全体を通しての審議》

【会長】事務局で丁寧に説明いただいたので皆さんも理解が深まったのではないのでしょうか。残りの時間で、この先のスケジュールを見据えながら、少し議論していきたいと思います。次第にあるとおりスケジュールについては、全体で3回を想定しており、3回目では答申案の審議ということで実際に案を見ながら最終確認していくこととなります。そのため2回目では具体的な金額を議論することになるので、今回で大きな方向性を（増額・減額・据置）みいだしていければと考えております。

それを議論していくためには、どの指標を基づいて判断していこうというところと、大きな方向性まで確認できたらと思います。

【委員】世の中では賃上げが主流であり、またニュースでもあるように諸外国と比較しても低水準の賃金となっているので、社会情勢また本日の資料にある他の自治体比較等を考慮すると、私は特別職給料及び議員報酬については増額の方と方向であると考えます。

【委員】市長を民間企業の社長と考えたら、一般従業員の給料があがることは別の考えをしなければいけないという考え方もあると思います。世の中の流れとは違って、市長は今後どういう行政運営を行っていくのかがわかれば、それに従って給料等の増減等も検討できるが、ここが不透明なままでは適正な額を審議・決定していくのは非常に難

しいと感じています。

【会長】 2点補足したいと思います。1つは、一般職員と市長は違うのではないかという意見がありましたが、本審議会はまさに特別職の報酬等を審議する場であり、法の趣旨そのものであります。単に世の中の賃金水準が上がっているから特別職まで上げるといっていることを法律は予定しており、総合的な判断を考慮してくださいということであります。

2点目は、市長が誰なのか、また次の市長や議員が誰になるのかはわかりません。そのため、市長や議員等がどういう判断をするのかは見えない部分もありますのでそれを考慮することはできないし考慮すべきでないと考えます。誰が市長や議員等になってもこの報酬が三田市にとって望ましいと言える金額を審議していくべきだと考えております。

【委員】 何かしら実績を挙げているなどの理由があれば報酬も上げたいとなると思いますが、例えば人口が増えました、税収が増えましたなど何か数値として見える市長等の成果指標等はあるのでしょうか。あれば議論しやすいと思います。

【会長】 もう1つの方向性として、今までに何をしてきたのかの実績に基づいて判断するという考えもありますが、他方では次の選挙できちんと候補者に立候補していただかないと次の市政の担い手がなくなってしまう。そのため報酬額が仕事内容と見合わなければ立候補してくれる人もいなくなり、市政の担い手も少なくなってしまうので、一定の水準を確保すべきという考え方もあると思います。

【委員】 公務員は普通の民間企業と同じように考えてはいけないということですね。売上や実績・功績ではなくて、三田市としてこれからのことも考えて、誰が市長や議員等になっても望ましいと思える金額という点も考えていかないといけないのですね。

【委員】 慣例で市長・副市長・教育長の割合は決まっているので、実質は市長の給料額を考えればいいですね。減額した場合の市の財政への影響額など色々考えていると、適正な額を審議していくにあたり、どう考えたらいいのかわからなくなってきました。しかし、やはり市長は一般職とは違うので、どうしても世の中の物価の動きなどを考慮する必要はないと考えてしまいます。

【会長】 先ほど物価の話がでましたが、物価の動きだけでは判断はできませんが、物価が上がっている中で、大きな方向性としては上げると判断することはできます。ただし上げる幅については、単に物価の水準や一般職の給与水準にあわせるのではなく、さまざまな要素を考慮して、そこまでは上げられないから上げる幅を小さくするなどといったようなことが判断のポイントになってくると思います。

【委員】 そう考えると報酬は据え置き、政務活動費は物価に左右されるので、物価が上がっている状況を考慮すれば増額の方になるということですね。

【会長】 先ほど言われたとおり仮に報酬は据え置きとなった場合に、物価は上がっているけど何故据え置きにするのか、市民のみなさんに対して理由をしっかりと説明できるようにしておかなければならないと思います。

【委員】 資料P4の特別職給料及び議員報酬改定経過について、平成元年から平成13

年まで報酬等が増額改定されていますが、そのベースは物価指数の上昇でしょうか。何か関連性が見える資料があれば提供いただきたい。

【事務局】はい。追加資料として後日配布いたします。

【委員】人事院勧告は毎年いつ勧告されるのですか。

【事務局】毎年8月に勧告されます。

【委員】一般職がマイナスになったから、24年は下がっているが、一般職が上がっているときは特別職も上がっているのでしょうか。

【事務局】平成元年から平成13年までは特別職給料及び議員報酬ともに上り調子ですが、その間一般職は上がったり下がったりしています。ただ本審議会を開催し見直しを行っているのが数年に1回ですので、その間で比較すると一般職も上がっている状況です。人事院勧告の推移をお示しすることはできますので、資料を作成し次回までに配布いたします。

【事務局】本日色々議論していただき、ご指示のありました資料につきましてはでき次第委員のみなさまに配布させていただきます。また、必要な資料等があれば遠慮なく言っていただきましたら作成し配布させていただきますので、第2回目の開催までに色々な情報をいただけましたら、それまでに作成しその資料をもって第2回目に審議していくという形で進めさせていただくのはいかがでしょうか。また2回目の審議内容については、会長と相談させていただき事前にみなさまと共有して2回目の審議に入っていくといった流れで進めさせていただきたいと思います。

また、本日の資料で前回の答申書を配布しておりますので、内容を一読していただき2回目に臨んでいただけたらと思います。

【会長】先ほど事務局から言われたような流れで進めていきたいと思います。

では、事務局につきましては、次回開催日の調整、追加資料の作成をよろしく願います。以上で閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。